

マイクロインフルエンサーによる台湾向け情報発信業務仕様書

1 業務名

マイクロインフルエンサーによる台湾向け情報発信業務

2 業務目的

訪日意欲が高く、かつ青森・台北線の再開を控えている「台湾」をターゲットに、本市を訪問先として認知させ誘客を図ることを目的に、訪日意欲のある台湾人に対して影響力のある日本在住のマイクロインフルエンサーを様々なジャンルから招聘するファムツアーを実施し、SNSによる情報発信を行うものである。

3 業務内容

(1) 業務期間

- ・契約締結の日から令和7年3月31日まで

(2) 被招聘者

- ・訪日意欲のある台湾人に対して影響力のある日本在住のマイクロインフルエンサーの中から選出すること。
- ・招聘人数は20名（5名×4回）とする。
- ・具体的な被招聘者については、市と協議のうえ決定する。

(3) 招聘時期

- 1回目：令和6年8～9月頃
- 2回目：令和6年10～11月頃
- 3回目：令和7年1～2月頃
- 4回目：令和7年2～3月頃

(4) 旅行行程

- ・上記招聘期間内の1泊2日とし、青森市内に1泊する行程とする。
- ・本市のアクティビティ、自然、食等に関するコンテンツを加えた行程とする。
- ・具体的な行程については、市と協議のうえ決定する。

(5) 実施内容

- ・受託業者は被招聘者に対する招聘手続き及び招聘にかかる諸調整の一切を行うこと。
- ・業務目的達成にふさわしい添乗員及び必要があれば通訳を手配し、それに要する経費（添乗費、交通費、宿泊費、飲食費等）を計上すること。
- ・被招聘者の日本国内から青森市内への旅行を手配すること。
- ・旅行費用については、日本国内から青森市までの往復の交通費、青森市内等の交通費、宿泊費、飲食費、見学費、体験料、旅行保険代、Wi-Fi レンタル費等、招聘業務に関わる一切の経費を計上すること。
- ・悪天候など不測の事態による中止等の際は、協議の上、委託料の範囲内で代替案を速やかに手配すること。
- ・宿泊先はインバウンド受入れに積極的な、一般的なビジネスホテルや旅館以上のグレードとする。なお、被招聘者全員が同一の宿泊先にならないことも可とする。
- ・訪問及び情報発信等に必要な撮影許可等をとること。
- ・食事は本業務の目的に鑑みて相応しい質・内容を提供することとし、実際の食事場所、提

供する食事の内容については、市と協議のうえ決定する。

- ・移動、食事、体験、撮影等の所要時間を記載した日程表を作成して進行を管理すること。
- ・行程に関する下記の情報を取りまとめ、ファムツアー開始前までに被招聘者へ提供すること。
 - ①訪問施設等の位置関係を把握するための地図等
 - ②訪問施設等の情報
 - 利用料金、収容可能人数、大型バス駐車場の有無等の基本情報など
 - ③行程に付随する情報
 - 二次交通に関する情報など
 - ④本業務実施時期以外の季節の情報
 - 季節毎の見所や特色など
 - ⑤その他、訪問にあたっての注意事項など
- ・ファムツアー開始前までに訪問施設及び宿泊施設へ訪問予定日時や訪問人数等を提供すること。
- ・国内旅行損害保険に係る経費を計上し、手配すること。
- ・ファムツアーに関して3回、マイクロインフルエンサーは、自身のSNSによる情報発信を実施すること。
- ・ファムツアー終了後に、マイクロインフルエンサーのSNS情報発信状況等の追跡調査や報告を行うこと。
- ・本業務に対するアンケートを作成し、旅行終了後に被招聘者に対してアンケート調査を実施し、効果検証すること。
- ・アンケートは今後の誘客につながる内容のものとする。
- ・エージェントセールス等の際に、今回のファムツアーの行程や内容を紹介できるように、OTAなどに掲載する際に必要な情報を取りまとめたタリフ等を、日本語及び中文繁体字で作成すること。

(6) 業務報告書の作成

- ・業務終了後、すみやかに業務報告書（紙媒体2部、電子媒体1部（PDF形式のファイルにし、CD化したもの））を作成し提出することとし、次の事項を掲載すること。
 - ①業務概要
 - ・業務名称
 - ・業務目的
 - ・業務主体
 - ・業務期間
 - ・業務内容
 - ②業務行程内容
 - ・被招聘者名簿
 - ・業務行程（全体日程）
 - ・被招聘者へ提供した行程に関する資料等
 - ・各視察状況が分かる写真等
 - ③アンケート調査
 - ・アンケート内容
 - ・アンケート集計結果

- ・分析（業務行程における被招聘者からのコメント等から読み取れる魅力や課題抽出）

④タリフ

- ・今回の行程の各施設や宿泊施設などのコンテンツ内容
- ・今回の行程の各施設や宿泊施設などの連絡先

⑤その他の特筆すべき事項

⑥まとめと今後の展開について

(7) その他

- ・その他、業務目的を達成するために効果的と思われる事項を行うこととし、当仕様書に定めのない事項に関し疑義が生じた場合は、別途業務主体と協議のうえ、決定することとする。